

地域医療を守るための財源確保と人材確保に向けた支援を求める意見書

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師を初めとした医療スタッフの不足解消は大きな課題となっており、地域医療サービスをめぐっては、「医療過疎」や「医療の貧困」ともいえる状況に全国で直面している。しかしながら、政府と経済財政諮問会議等は、急速な少子高齢化の中で増大せざるを得ない医療サービスや医療保険財政を、歳出抑制によって乗り切ろうとしている。昨年末には公立病院改革ガイドラインが出され、僻地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療など採算性の悪い医療サービス、いわゆる政策医療を支えてきた公立病院はその存続が危ぶまれている。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠なライフラインの公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、国の責務である。

このため、全国民が安心して信頼のできる医療を地域で受けられるための政策及び財政措置を講ずることを目指すために、下記の事項の推進を強く要望する。

記

- 1 崩壊の危機に直面している地域医療を守る医療財源の確保を図ること。
- 2 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、必要な予算措置を行うこと。
- 3 「公立病院改革プラン」の策定に当たっては、地域住民が安心して身近で継続的に医療サービスを受けられるよう、住民・利用者・医療関係者等の意見を十分に踏まえて策定・実施するよう図ること。また、策定に当たっては、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提とし必要な予算措置を行うこと。
- 4 病院事業にかかる地方交付税措置については、不採算地区病院、小児・救急・精神科・僻地・高度・周産期医療・追加費用などについて、その所要額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月18日

鳥取市議会議長 上杉栄一

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

様